

荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画(改定)の概要

1 本計画の性格

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により、都道府県行動計画に基づき市区町村が作成する計画
- 区内に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、区が実施する措置などを定めるもの

2 本計画の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護
- 区民生活及び区民経済に及ぼす影響の最小化

3 本計画と他計画との関係

計画	荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画	荒川区感染症予防計画	荒川区健康危機対処計画
	← 整合性の確保 →		踏まえて策定 →
根拠法令	新型インフル特措法	感染症法	地域保健法
性格	1 のとおり	新たな感染症の出現や感染症の発生、まん延に備えて必要な対策を定めたもの	区民の生命と健康を脅かす状態(健康危機)に対し、区としての対応方法や体制を確立する手順を定めたもの

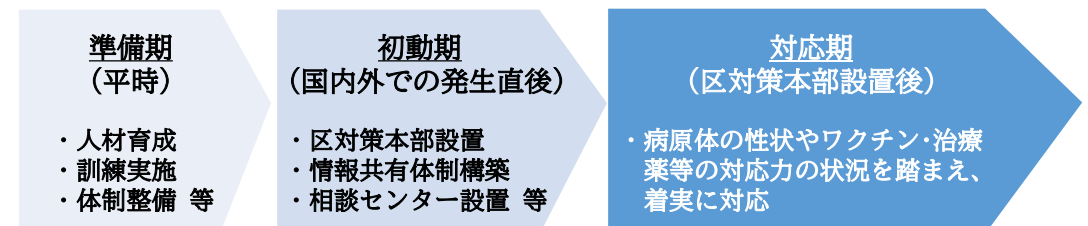
4 本計画の対象となる感染症

感染症の分類	概要
新型インフルエンザ等感染症	インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの かつて世界的規模で流行したがその後流行することなく長期間が経過しているもの
指定感染症	現在感染症法で位置付けられていない感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同様の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

5 改定の経緯・ポイント

- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて政府の行動計画が全面改定されたことに伴い、区行動計画についても全面的に改定**
- 対象とする疾患を、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症も想定
 - 検査、保健など対策項目を拡充し、各対策項目の取組を準備期・初動期・対応期の3期に分けて記載。特に準備期の取組を充実
 - 感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化
 - 区のコロナ対応の経験等を着実に反映

6 対策の時期区分



荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画(改定)の概要

7 本計画の構成

第1部 基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方 第2章 対策の目的等(対策の目的、対策実施上の留意点、対策推進のための役割分担) 第3章 発生段階等の考え方 第4章 対策項目

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

	準備期	初動期	対応期
第1章 実施体制	◆役割整理や指揮命令系統等の構築、研修、役割、訓練を通じた関係機関の連携を強化	◆準備期における検討等に基づき、区及び関係機関における実施体制、迅速な対策を強化	◆各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を整備、見直しを実施
第2章 情報収集・分析	◆情報収集・分析に加えて、情報の整理や把握手段の確保、有事に向けた準備を実施	◆新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報の収集と分析実施	◆感染症のリスクに関する情報等の収集・分析
第3章 サーベイランス	◆平時からサーベイランス体制を構築し、情報を速やかに収集・分析	◆平時において実施しているサーベイランスに加え、有事の感染症サーベイランスを実施	◆流行状況に応じ、適切な感染症サーベイランスを実施
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	◆区民の感染症に関するリテラシーを高め、情報提供・共有に関する認知度を向上	◆感染拡大に備えて、新たな感染症の特性や対策等の適格な情報提供・共有を実施	◆関心事項を踏まえ、区民の理解度を深め、適切な行動につながるよう促す
第5章 水際対策	◆国や都が実施する研修、訓練に参加し、連携体制を構築	◆国や都及び関係機関と連携し、円滑に対応できる体制を構築	◆感染拡大の状況等を踏まえながら、国及び都と連携して適切に対応
第6章 まん延防止	◆必要のある指標やデータ等の整理を平時から実施	◆まん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を実施	◆まん延防止対策を講ずるとともに、状況を踏まえ、柔軟かつ機動的に切替
第7章 ワクチン	◆都や関係機関と連携し、ワクチンの流通体制を把握	◆国の方針等に基づき、接種体制の立ち上げに向けて必要な準備を実施	◆構築した接種体制に基づき適切かつ迅速に接種を実施
第8章 医療	◆予防計画に基づき、都と連携し、医療体制の状況を把握	◆保健所や医療機関等と連携し、相談・受診までの流れを迅速に整備	◆都と連携し、患者に適切な医療が提供できるよう対応
第9章 治療薬・治療法	◆治療薬及び治療法の情報把握	◆最新の知見の情報把握	◆最新の知見の情報把握し、情報提供を実施
第10章 検査	◆平時から都と連携し、検査体制状況を把握	◆都と連携し、検査体制状況を把握し、検査体制を準備	◆感染状況を踏まえ、検査体制等の見直し
第11章 保健	◆感染症対策連携協議会等を活用し、多様な関係機関との連携体制を構築	◆予防計画や健康危機対処計画等に基づき、有事体制への移行準備を進める	◆予防計画や健康危機対処計画等に基づき、求められる業務に必要な体制を確保
第12章 物資	◆感染症対策物資等の備蓄等、必要な準備を適切に実施	◆区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、有事に必要な物資を確保	◆物資の需要状況を確認、適切な提供を実施
第13章 区民生活及び経済の安定の確保	◆区内事業者や区民に適切な情報提供・共有、事業継続に向けて準備	◆区内事業者や区民に必要となる可能性のある対策の準備等の呼びかけ	◆区内事業者や区民の経済の安定を確保するための取組を実施

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区における危機管理体制 第2章 区政機能の維持